

道路占用 許可 書
 回答

新規	更新	変更	第	号
			年	月
				日

住所
 氏名

担当者
 電話

様
 様

占用の目的				
占用の場所		路線名	市道	号線
		野田市		地先
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	から ケ月間 まで	占用物件の 構造		
工事の期間	から ケ月間 まで	工事实施の 方法		
道路等の 復旧方法				
占用料	初年度 年額	_____ 円		
	(履行期限)	納入通知書により指定する期限		
<p>付けで 申請 協 議 のあった占用については、</p> <p>別紙の条件を付して 許可 回答 する。</p> <p>野田市長 印</p>				

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。